

令和2年8月20日  
改訂 令和4年3月7日

佐久地区剣道連盟  
級位審査会開催における感染拡大予防ガイドライン

佐久地区剣道連盟

「審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」が、全日本剣道連盟(令和2年6月22日付)、長野県剣道連盟(令和2年7月17日付)より制定・公開されました。佐久地区剣道連盟もこれらを基に、本連盟主催級位審査会の開催におけるガイドライン(以下「審査会ガイドライン」)を作成しました。

今後の本連盟主催級位審査会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況が収束するまで、このガイドラインに基づいて実施しますのでご理解ください。受審者をはじめとした審査会関係者の安全を第一に考えて開催して参ります。

なお、感染症の状況や審査会場が所在する市町村及び、審査会場となる施設の方針により、逐次審査会ガイドラインの見直しを行う予定ですので、あらかじめご了承ください。

### ガイドライン

#### 【審査会を開催するにあたって】

1. 佐久地区剣道連盟(以下ガイドラインにおいて「主催者」)は、級位審査会を開催するにあたって、開催場所が所在する市町村及び、審査会場となる施設の方針を遵守するものとする。
2. 主催者は審査会を開催するにあたって、受審者並びに関係者(審査員・役員・付添人以下関係者と記載)に対し、この「審査会ガイドライン」の内容を徹底する。
3. 主催者は、審査会スケジュールを策定するにあたって、入場・受付の密集を避けるため受付時間を幅広く取る、トイレ・休憩室の密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体として余裕を持たせた時間割となるようにする。
4. 主催者は、受審者並びに関係者以外は入場できないことをあらかじめ徹底する。ただし、事前に小学生付添の保護者(以下 付添人)に関しては、事前申請の上各団体から数名の入場を許可する。
5. 受審者並びに関係者は、「審査会ガイドライン」を遵守し、安全に審査会が運営できるように協力する。

#### 【受審にあたって】

1. 以下に該当する者は受審できない。
  - (ア) 基礎疾患のある者
    - 基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう

- これらの者で理由があつて受審する場合は、主治医の承認を得るものとする
  - (イ) 発熱のある者（個人差はあるが、一般的には「37.5℃以上ある者」をいう）
  - (ウ) 咳、咽頭痛など風邪のような症状がある者、その他体調がよくない者
  - (エ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - (オ) 過去14日以内に「海外への渡航又は当該在住者との同居や濃厚接触」、  
「感染拡大中の他県への往来や滞在者との同居や濃厚接触」がある場合
- 2. 受審者と関係者は、受審日に自宅等で検温を行い、「参加者確認票(兼 健康チェックシート)」：(以下「参加者確認票」と記載)に氏名、住所、連絡先電話番号及び当日の体温を記入し、審査会場に持参する。
- 3. 受審者は、面マスク・シールド及びいわゆる家庭用マスクを持参する。
  - (ア) 実技審査・形審査時には面マスク、それ以外（実技審査までの待機中、合格発表までの待機中等）は家庭用マスクの着用を前提としている。実技審査・形審査時以外でも面マスクを着用する予定の受審者は、面マスクのみの持参でよい。

#### 【入場にあたって】

1. 受審者は自宅と審査会場との往復の際にマスクを着用し感染予防に努める。
2. 審査会場内での密集を避けるため、受審者は剣道着への着替えはできるだけ自宅や、自家用車の車内等であらかじめ着替えを行った上で入場するのが望ましい。
3. 主催者は、入場口を広くしたり、多数の係員を配置したりするなど、受審者が施設に入場する際、行列にならないよう配慮する。
4. 受審者は施設への入場後、検温時に「参加者確認票」を提出する。  
関係者は施設への入場後、受付で「参加者確認票」提出と名簿照会を行う。
  - (ア) 「参加者確認票」を持参しなかった者は、原則として入場させない
  - (イ) 事前に許可を受けた付添人以外は、保護者、見学者等は入場させない
5. 入場口にアルコール消毒液等を設置し、受審者と関係者は手指消毒を行う。
6. 主催者は非接触体温計等により、受審者や関係者の体温測定を行う。
  - (ア) 体温測定により、37.5℃以上ある受審者は入場できない
7. 事前申請により許可を受けた付添人は、持参した「参加者確認票」を受付で提出する。  
入場後は指定の観覧場所での見学を原則とし、間隔を開けて着席をする。

#### 【審査会場内での留意事項】

1. 受審者並びに関係者は、フィジカル・ディスタンス（人と人との距離、最低でも1m、できれば2m）を常に保つように心がける。
2. 受審者は、審査会場では実技審査・形審査時（面マスク・シールド使用）を除いて、常にマスクを着用する。関係者は、マスク及びフェイスシールドを着用する。
3. 受審者並びに関係者は、審査会場内でも手洗い、うがい、アルコール除菌液等による消毒に努める。また、トイレではふたを閉めてから水を流す。
4. 主催者は、手洗い、うがいの場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所にア

ルコール除菌液等を配置する。

#### 【受審者の受付、更衣、受審者説明】

1. 受審者は入場後に検温と手指消毒を行い、持参した「参加者確認票」を提出する。
2. 受審者の入場後の受付（書類提出と審査料の支払い）は下記の通り。  
（ア）各団体からの申し込み：各団体の代表者が受審者分をまとめて行う。  
（イ）中体連からの申し込み：受審者個人が指定時間受付を行う。  
なお、受付は、ロビー等可能な限り広い場所で実施する。
3. 受付は密集を避けるため、適切に設置をし、受審者を分散させる。分散がスムーズにできるよう、受付の表示を明確にする。
4. 人と人との距離を保つため、受付の前に適切な間隔の目印のテープを貼る。
5. 受付が密集した場合、入場制限を行う。
6. 受付が終了した受審者は、審査会場に移動をし、係員の指示に従い待機する。
7. 着替えが必要な者は更衣室で着替える。その際に密集状態にならないように配慮する。
8. 主催者は、審査会場でのフィジカル・ディスタンスに配慮をし、受審者説明を行う。

#### 【呼出、受信番号配布、実技審査待機】

1. 受審者は、受審級の集合時間に間に合うように審査会場にすみやかに移動をする。  
（注）主催者は、受審級ごとの審査会場への入場時間を事前に告知する。
2. 受審者は、審査会場内では係員の指示に従い待機する。係員が受審者を呼び出し、受審番号シールを配布・貼り付けをする。
3. 実技会場入口にアルコール除菌液等を設置し、受審者は入場の際、手指消毒を行う。

#### 【実技審査】

1. 実技審査にあたっては、面マスク・シールドを必ず着用する。
2. 各級の面を着けるタイミングは係員の指示に従う。面を着けた後は、指定された場所で待機する。その後に受審する者も指定場所で待機をし、すべての待機者は必要なく移動しない。
3. 実技審査終了者は、指定場所で待機をし、合格級の発表を受ける。  
1～3級の受審者は実技終了後に「木刀による基本技稽古法」の形審査を行うので、係員の指示に従い形審査会場に移動する。

#### 【形審査「木刀による基本技稽古法」】

1. 実技審査を終えた受審者は、垂のみを着け、木刀を持ち形審査会場に移動をする。係員の指示に従い受審をする。
2. 受審者は、係員の指示に従い間隔（1 m以上）を取って整列する。
3. 受審者は、面マスクを着用して受審する。
4. 形審査終了後は、係員の指示に従い待機場所に移動する。

### 【合格発表】

1. 実技終了後(1級は形審査終了後)に、級ごとに合格発表を行う。合格発表は、受審会場内の比較的広い場所で行い、密集状態になることを回避する。
2. 1級合格者は登録料を当日受付にて支払う。
3. 合格発表および登録料支払後は、すみやかに施設から退場する。

### 【その他】

1. 審査員、役員等すべての関係者はマスク着用をする。役員は業務内容に応じて主催者が準備するフェイスシールドを着用する。
2. 休憩時間における審査員控室やトイレが密集状態になることを避けるため、休憩時間を多めに取るようにし、審査員等は交代で控室、トイレを使用する。
3. 審査会場では常に換気を行う。可能であれば送風機を設置する。
4. 主催者は、多くの人に触れる用具、箇所(ドアノブなど)を定期的に消毒する。また、施設内トイレの出入り口にアルコール除菌液とペーパータオルを設置する。
5. 受審者は、持参した物やごみ等は必ず持ち帰る。
6. 審査会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。

連絡先：佐久地区剣道連盟 事務局

E-mail jimū@sakukenren.com

電話連絡の場合は理事長まで。

理事長 大井 玄春 (0267-32-3770)

以上